

返戻金制度に関する事項：

本紹介業務により採用された採用者が、採用者の責めに帰すべき事由により退職（自己都合退職を含む。）し、又は解雇された場合、メディフロー株式会社は、当該採用者にかかる紹介手数料について、契約要綱記載の金額を求人企業に返還しなければならない。

メディフロー株式会社は、前項により返還すべき紹介手数料を、契約要綱記載の時期に、求人企業の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料はメディフロー株式会社の負担とする。

紹介手数料の返還	返還額： 退社時期（入社日起算） 返還額 1か月以内は紹介手数料の90% 1か月を超え2か月未満は紹介手数料の70% 2か月以上～3ヶ月未満の退職した場合は60%相当額を返金 返還期限： 採用者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日
----------	---

許可番号 14-ユ-302174

事業所の名称及び所在地 メディフロー株式会社 神奈川県相模原市緑区城山
一丁目5番1号